

第三十一回 参議院文教委員会會議録第三号

昭和三十三年十二月十八日(木曜日)午前十時四十五分開会

委員の異動

十二月十六日委員坂本昭君辞任につき、その補欠として藤原道子君を議長において指名した。

十二月十七日委員藤原道子君辞任につき、その補欠として坂本昭君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 竹中 勝男君

理事 後藤 義隆君
中野 文門君
松永 忠二君
常岡 一郎君

委員 大谷 養雄君
川村 松助君
劍木 亨弘君
吉江 勝保君
坂本 昭君
湯山 勇君

委員外議員

矢嶋 三義君

国務大臣

澤尾 弘吉君

政府委員

文部事務次官 高見 三郎君

文部省管理局長

小林 行雄君

事務局側

常任委員 工樂 英司君

説明員

自治庁財政 山野 幸吉君
局理財課長

本日の会議に付した案件

○昭和三十三年九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に關する特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(竹中勝男君) それでは、これから文教委員会を開会いたします。昭和三十三年九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に關する特別措置法案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言願います。

○松永忠二君 まず先に、今度の九月の水害において文部省当局の方々が非常に努力されて、こういうような特別措置法案が提案をされるようなことになりましたことは、その御努力に對して深く私たちは敬意を表するわけであり、一、二その内容についてお伺いをし、なお御要望申し上げて、今後御努力をお願いしたいと思います。今、御努力を願う点として、今資料にも出ておりましたが、災害地の地域指定についてどういふふうなお考えをお持ちなのか、お伺いをしたいと思ふのですが、災害地の指定については政令で定めるといふふうになっておりますけれども、どんなふうになつておられるかと、またやつていきたいというお考えをお持ちであるかお聞きをしたいわけですが。

○政府委員(小林行雄君) お尋ねの国の負担に關する災害地域につきましては、これはその法案の三条の二項にございまして、政令で定めることになつておりました。この点につきましてはいろいろ大蔵省と折衝いたしてはおりますが、文部省といたしましてはこの適用地域を伊豆地方にしたいと考えております。伊豆地方より狭くあるいは狩野川流域というふうにしほる考案もございまして、文部省としては狩野川を含む伊豆地域全般にしたいと現在考えております。

○松永忠二君 私たちの聞いていますところによると、農地の復旧であるところか、あるいは公共施設等についても大体そういふふうな考え方である実施をしていきたいというふうなお考えのようでありまして、そこでは、この学校施設についてだけ狩野川流域というふうなことになる、実情はそこに出ておられますように、伊東市、特に伊東市とあるいは賀茂の地域等について私どもが調べて参りますと、相当被害の額が大きいし、相当深刻であるし、必ずしも狩野川の地域と比べてみて、それが劣つていふわけでありませんで、この点については一つぜひ伊豆地域全般にお考えをいただきたい。ほかの災害の立法に對する適用の範囲等と同じような適用範囲を実施していただくように大臣には特に御努力をお願いしたいと思ふわけでありまして、いかがでありますか。

○国務大臣(澤尾弘吉君) できるだけ期待に沿うように努力するつもりであります。

○松永忠二君 そこでもう一つの点は、四分の三の国庫補助に對して、あと四分の一が起債ということになるわけでありまして、これについては他のものの起債等については、特に平衡交付金でそれを見るときか、あるいはその起債の額並びに利子補給等について特別交付金でこれをめんどろを見るとかというところが今考えられておるようでありまして、学校の今度の特別措置に伴うあとの四分の一の起債については、何か特別な措置を考えておられるのか、そういう点についてはいかがでありますか。

○政府委員(小林行雄君) 災害復旧に伴う地方負担の起債の問題でございまして、これは普通の災害の場合でも従来その負担に關する起債額については自治庁の方で特に配慮してもらつております。今回のこの台風二十二号関係につきましても自治庁並びに大蔵省の方に申し出ていたしております。その点については十分確保するという私ども約束をもらつておるわけでありまして、ただ、お話のございましたような利子補給という点につきましては、現在特別な考慮はされておるわけですが、地方負担に關する起債措置については話し合いを取りつけておる次第であります。

○松永忠二君 その取りつけている話の具体的内容についてお話を少しいたしたいと思ふのです。

○政府委員(小林行雄君) 特に数字的なものではございませんけれども、た

とせば従来の場合、三分の二に對する三分の一の国庫負担が今回の場合はこの法案が通りますれば、地方負担分は四分の一になるわけでありまして、それは十分自治庁としても確保するといふことを承わつておるわけでございます。

○松永忠二君 そうすると、あとの四分の一の起債については百パーセント起債を見るときか、それからなおこれについては交付金で今後考えていくということでありまして、

○政府委員(小林行雄君) 四分の一の自己負担額については自治庁としては十分考へる。ただ、具体的にその利子補給をするとか、あるいは交付金としてその償還の際の手当をするというふうなところまでは私どもいつておりませんが、この自己負担については百パーセント見るといふことについては私ども確約をもらつておるわけであり

○松永忠二君 その点について百パーセント見るといふことについては、これはまあ大体従前もそうであるし、そうだとすると、それで一つこの交付金で見るといふことについては、やはり今度の場合の起債については、そういう措置をしたし、またしてほしいという要望も強いし、災害の状況もあるの、そういう点については、自治庁に對してそういう努力を各関係方面にもしていただくとお願ひですが、こういう点について、やはり他の起債と全然均衡を失するといふようなことのないよう

に御努力をお願いしたいと思うわけであり
ます。その点については、一つ均衡を
失しないという事で御努力をいただ
くことをお願いをして、この災害の被
災額について、第六条の適用除外で
か、「建物、建物以外の工作物、土地
又は設備の災害による被害の額が一学
校ごとにそれぞれ政令で定める額に達
しないもの」というような、そういう
適用除外があるわけでありますが、こ
れについては具体的にどういうふうな
ことを考えておられるのか、お伺いを
したいわけです。

○政府委員(小林行雄君) 六条の一項
の一号でございますが、「被害の額が一
学校ごとにそれぞれ政令で定める額
に達しないもの」、これにつきまして
は、従来も一般の場合御承知のよう
に、公立学校施設災害復旧費国庫負担
法で大体十億円、一学校ごとにそれ
ぞれ各建物あるいは工作物、土地、設
備、そういう費目ごとに十億円という
ふうにきめられておりました、今回の
この特別措置法におきまして、この
適用除外の額につきましては一般の原
則をそのまま適用するつもりでござい
ます。従来、西日本の場合にも、そ
の点につきましてはいろいろ論議等も
ございましたけれども、この十億円とい
う額は一般の場合と同じように取り扱
われておりましたので、今回もこの前
例に従いまして十億円ということで参
るつもりでございます。

○松永忠二君 その点はわかりました
が、まあ、申請した被害の額に対して
査定というものが出てきておるわけ
であります。そうなる参りますと、
一つの町で、一つの村で相当たくさん
な数の学校が被害を受けておるのに査

定額が非常に少ないという結果、
どれもこれもみな落ちてしまふという
ような状態になってくると、結果的に
はそれが累積するということになるわ
けです。こういう点については、何か
たとえば一町村の中における関連災害
というのを他の方では考えていると
か、あるいは、ある一定の距離をおい
た場合には、その災害の被害額を総額
を合算するというような措置を他の方
では考えておるようでありますが、こ
ういふ点については、まあ、額が十億円
以下だったら特にそういうことを考
える必要もないというお考えなんです
か。何かそこへ便宜が、行政的な考え
方をしているかなければできないとい
う考え方を持たれるのでしょうか、そ
の辺一つお伺いをしたいわけですか。

○政府委員(小林行雄君) 御指摘のよ
うに、一つの町内に学校が幾つかご
ざいまして、その数校の被害額を合せ
ると十億円をこえるというふうな事例
もあろうと思ひます。ただ現状におき
ましては、従来の前例もございまして、
一学校ごとにそれぞれ被害額を算定
するということになっておりました、
まあ、そういう、ただいまの御指摘の
ような事例も私も出したわけでは
ございませんけれども、従来の先例に従
って今回は、まあ、従来の先例を破る
というところまではいかなかつたわけ
でございます。まあ、私もだいたいし
ては、それもやれば一番いいこと
には違ひないけれども、ただいまのお
話もございましてけれども、十万とい
う数字は災害復旧としては比較的ま
微量な災害に属するということで、今
回はその手当をまあしないということ

にいたしましたわけでございます。

○松永忠二君 その今のは十億円以下
という事でありますので、そういう
事例が出た場合に一つまたお考えいた
だくこととして、これはまあ大臣にも
お聞きをいただきたいのであります
が、実は回つて参りますと、運動場の
堆積土については、まあ、これを排除
するということについて、この中で、
今度の法律案で見えていくということが
できるわけでありまして、現実にも今
学校の校舎の下に五、六寸ぐらいの
堆積土が、つまり土が積つておるわけ
です。これはまだもう二カ月以上たつて
いるにもかかわらず現実にはまだ土の湿
気も非常に多くて、木造の家屋などは
実際に非常な腐敗度もひどくなり、そ
れからまた屋内の堆積土を排除するに
ついては、みんな床をはがしてやらな
ければできないというふうなことから、
非常に費用の面からいっても、手数か
らいつてもかかるわけでありまして、こ
れについては、やはりその土地の堆積
土という事で考えて、堆積土の排除
についての費用というものは当然この
法律の中でめんどろを見ていくべき性
質のものだと考えておりますが、こ
ういふ点について、こまかいことであ
りますが、当然そういう考え方でいくべ
きだというふうには私も見ておるわ
けですが、大臣はそういう点につい
て、まあお聞き及びでない、御承知で
はないかと思ひますが、早期にこれを
排除していかないと、実際問題として
衛生的にも、建築の上からいっても工
合が悪いわけでありまして、こういう
点についてお考えを聞きたいわけであ
ります。

○政府委員(小林行雄君) この法案の
第五条で、公立学校施設を原形に復
旧するということにいたしておりま
して、この原形に復旧するということ
の内容の中には、学校の土地に土砂が流
入してきた、その土砂を排除するとい
うことも当然含まれるわけではござい
ます。従つて、ただいまの御指摘の堆
積土の排除ということにつきましても、
費の負担ということが当然適用される
わけでございます。お話をありました
ように、堆積土があるために非常に湿
気があるまま残つて、児童生徒の保健
上も悪いということは私も考えられ
るわけでございます。この点につき
ましてはできるだけ早く校舎の中の清
掃ばかりでなしに、校庭の堆積土の排
除ということにつきましても、実は学校
保健の観点から文部省としては災害地
域に対して通牒を出しておるわけが
ございまして、まあ、すでに行われま
した堆積土の排除につきましては、この
付則にございまして、この法律の施
行前に行われた災害地区における災害
復旧ということについても当然あとか
ら国費が負担されるわけでございます。

○松永忠二君 よくわかりました。そ
こで、実は学校給食の問題について一
つお伺いをしたいのであります。文
部省は、特に私は静岡の伊豆地方の災
害であります。これについて現在応
急給食をしたいというふうな希望を
持つておる学校がどのくらいあるとい
うふうに考えておられるのか、御調査
があるのか。それから応急給食を必要
とするところの生徒の数というものが
どのくらいあるというふうに把握をさ

れているのか、そこを一つお聞きをし
たいわけでありまして。

○政府委員(小林行雄君) 災害地にお
ける給食でございますが、普通の場合
には、正規の給食というものを文部省
は御承知のように指導をいたしてお
るわけでございます。ただ災害地の場
合につきましても、正規の給食でなし
に、たとえばパン、あるいはミルクと
いったような副食を伴わない応急給食
をすることも認める。それに対して、
国費の援助のある給食資材をあつせ
んというところをやつておるわけが
ございまして。現在この伊豆地方にお
ける応急給食の対象は小学校で大体十
四校、中学校十二校というふうになつ
ております。台風二十二号は御承知の
ように静岡だけでなしに、ほかの地域
にも災害を及ぼしたわけでございます
が、現在応急給食の対象になつてお
りますのが静岡県だけでございまして。
小学校が十四校、中学校が十二校、児
童生徒数を申し上げますと、小学校が
五千八百八十八人、それから中学校
が三千三百五十五人、こういう状況
でございます。

○松永忠二君 その辺は少し……。私
は灘尾文部大臣のところへ出てきて
いる県の教育長に要請書を材料にして
いるわけでありまして。これについて
は今の統計がちよつと違うというふう
に私たちが思つておるわけでありま
す。今完全給食をやつておる学校は、小
学校三十七校、それから中学校が二校
であります。新たに応急給食をやりたい
という希望をしておる小学校の数は二
十四校、中学校が八校であります。
私たちの承知しているところでは四十
二校が応急給食をやりたいと考えてい

る。今完全給食をやつてゐるところは三十九校というわけでございます。応急給食をやりたいところの数を少し少く把握されておるのじやなからうかというふうに私は思つてゐる。

それから、今お話のあつた五千八百八名、三千三百十五名というのは、あなたのおつしやつたのは応急給食並びにそれに伴う全体の人間の数だと私は思うわけでございますが、その中で当然どうしてもいわゆる国庫が負担をして準要護児童として取り扱わなければならぬものの数、そういうものの数を一体どういうふうに考へておられるか。そこも私はお聞きしたいわけであつたわけでありまして。その点再度お聞きしたい。

○政府委員(小林行雄君) 応急給食実施の学校数並びに児童生徒数につきましては、これは私も静岡県庁の当局とお話し合ひをいたしまして、向うの希望の、向うの実施の数をもつて、まあよろしいとおるわけでございますが、私もその数字には別に査定を加へるというふうなことはいたしてありません。なお、準要保護児童の数でございますが、これは静岡県の分だけ申し上げますと、小学校の児童としては四千四百二十二人、それから中学校の生徒といたしましては、二千二十一人、合計五千四百四十三人という数を得ておるわけでございます。ただ実際、準要護児童の数につきましては、変動が多少ございまして、ふえたと思つて減つてくるというふうな状態にもございまして、なかなかとらえにくいのでございますが、現在私も静岡県の方から情報を得まして予算の折衝の基礎にいたしております数字

は、ただいま申し上げましたような数字でございます。

○松永忠二君 そうすると、再度お尋ねをするのですが、五千四百四十三人というの、新たに先ほど話をしたような準要護児童としてめんどうを見なければいけないと思つておる数がそういうふうなわけでありまして。

そこで、文部省自身は、今大蔵省との間にこの点については非常に努力されて相当大きな数を要求されて了解を得られつつあるという話も聞いておるわけでございますが、静岡県に割り当てることのできる新しい準要護児童の生徒の数、予算的な数は幾人を増加できるというふうに考へておられるか、その点を。

○政府委員(小林行雄君) ただいま申し上げました、小中合せて五千四百四十三人、まあ五千四百人という数字は大蔵省と話し合ひをいたしておる数字でございますが、この要求額が認められれば、ただいま申し上げました数字はそのまま静岡県に配当になるわけでありまして。

○松永忠二君 その数字については、私たちの承知しておるところと若干大きな開きを持つておらないわけでございます。まあ、六千六百四十四人というふうなことを、いろいろ異動もあるように聞いておるわけでございますが、この生徒は、つまり新たな調査によつて準要護児童として国庫が二分の一を負担してめんどうを見ていくといふ、しかも三月まで約九十二日、額にしてもそんなに大きな額でないが、平均十一円程度だというふうなお話を聞いておるわけでありまして。そこで、その実情なんでありますが、この文部省

の考へ方というものが、これだけ準要護児童についてめんどうを見ていくといふような考へ方が、実は現地の学校に徹底してないといふことなんです。これは驚いたことは、現地を回つてみますと、実は月に三百円の給食費なんですけれども、それを未納者が出てきてしまつて、そのために、例年ならば十二月の末ごろまで給食をやめるのであるけれども、未納者が出てくるために給食をしまゝでやることができな

い、それでその切り上げ措置をしてゐる学校が実は出てきてゐるわけでありまして。そこで、現実にはどうなつてゐるのかという、たとえば一つの学校あたりになつてくると、今生活保護と給食を準要護児童として認められるものの数、生活保護をもらつてゐる十五人と、それから給食のこの準要護児童といふのは九名しか割当がない、今まで認められたものがない。そこで、新しくその学校が準要護児童として必要だといふ数がちやんときまつておるにかかわらず、その者から現実には金を集めてゐるわけなんです。ところが、その集めて無理に取つてゐるか、未納という形になつてしまつてゐるので、現実にはまかなひがし切れなくなつてしまつて、結果的には切り上げなければならぬといふ措置が出てくるわけなんです。

そこで、一つの措置でありますけれども、これだけ、五千四百四十三人の新しい準要護児童の割当があるといふことが、努力しておることであれば、この程度の準要護児童については給食代を集める措置をしはらうと延ばしておけとか、あるいは今後についてその措置が出てくるのであるから、そこで何とか経費をまかなつておいて現実に実施を

していけといふような、こういう具体的な措置をとられてない、現実にはこれだけ文部省が努力をして、これだけの数を取つてゐるにかかわらず、現地ではちつとも、一人も準要護児童がふえておらないわけだ。もう災害が始まつてから二月以上たつてゐるわけなんです。それにかかわらず従前と同じような準要護児童の生徒の数しか割り当てられておらないので、その準要護児童になるべき生徒といふものの中から金を無理やりに出させたり、あるいは未納させたりして、実は給食の実施を切り上げなければならぬといふ措置が出てきてゐる。これはある意味からいへば、あなたの方の責任でないといふことも成り立つけれども、やはりそういう事態があるといふことを申し上げて、せつかくの御努力であるので、この点が十分徹底して、金の出せない子供たちに無理やりに出させたり、あるいは未納のために給食が切り上げられる措置がないように、もつと迅速、的確といふか、せつかく努力をされたものが実を結んで、現実に実施されるというところについて、特にこれは必要だといふことを私は感じておりますので、こういう点について、特に早急に措置をとつていただきたいといふことを要望するのですが、いかがですか。

○政府委員(小林行雄君) 学校給食費の支払いができないために、災害地に置きましてこの給食の実施の日数を少くするといふようなことになりましては、災害対策としてはまあ意味が半減するわけでありまして。御承知のように、学校給食は、実施者であるところの市町村当局、あるいは市町村の教育委員会の当局に非常に深い理解を持つ

てもらわなければ行かないものでございまして、その点につきましては、県を通じて今までもいろいろと話し合ひはいたしてきておるのでございますが、もし、ただいま御指摘のありますような事態が実際にございまして、うでしたら、再度私も伺ひたいと思つては、県を通じて市町村当局にいろいろたつた援護の方策を考へておるということ、よく私どもの意図を伝えて、ただいま御指摘のようないふことのないようにできるだけ努力をいたしたいと思ひます。

○松永忠二君 そういう御努力に一つ期待を申し上げます。これについては、市町村にしても半分の予算を計上するといふことは、すでに追加予算の時期であるので、もしそういう指示があれば、各地方では市町村議会としてその追加要求をするわけでありまして。そういうことがわからないので追加要求ができない。学校へは幾人一体準要護児童が新たにふえてくるのか、現実にはわからない。そこで今まで通りのことをただやつて、それで無理やり困つた子供の金を集めるか、未納させてゐるということであつて、これだけの措置が中央でとられ、考えられてゐるにかかわらず、現実に罹災地の子供たちにそれが現実にはね返つてくるのは、もう予算がちゃんとしてからでなければできない。しかも予算が通つて、この国家予算が通つてきてしまつてからでも、現実には市町村の予算がまだきまらなければ実施できないといふので、そのうちには三月に来てしまつてゐると、そういうことになつて、予算がつかへて余つてしまふといふ、そういう結果になりはせぬかと思

うのです。ぜひ一つの確に、これは文部省だけの責任ということをし申し上げているのではありませんけれども、地方の県教委等もやはりその点がよくとされている関係が、できないわけでありますので、御努力願いたいです。

そこで、なおこの問題について実は、完全給食をやるには設備費が大体六万円、施設費が約十万円と、まあ十六万という金が完全給食をやるには必要だと考えられるわけです。実は応急給食はパンとミルクだけなら、一万円以下でも実は給食施設はできるわけであります。この際完全給食をやつて、罹災の子供たちのめんどうを見ていくという気持ちで、実は十六万円の設備、施設について地元が負担をするなり何なりしてやつていきたいという動きもあるわけでありますけれども、これについては、本年度国がその設備について、施設について補助をするというふうな予算が余っているのかどうなのか。また、これについて積極的に本年度そういう施設をしてあげれば、来年度においてこの施設、設備の補助については、予算の範囲で一つできるだけの努力をしていくし、まためんどうを見ていくというふうな気持ちを持つておられるのか、この点についてはいかがですか。

○政府委員(小林行雄君) 給食の施設、設備に関する国の補助金についてのお尋ねでございますが、御承知のように、補助金につきましてはできるだけ早期に配分をするということで、年々文部省も努力をいたしております。実は八月中にこの学校給食の施設、設備の補助金は、全国共通でございます。

が、配分を終つております。従つて、この災害地における給食の開始に伴う施設、設備の補助金ということは、今年これは現在の経費の中からではできないわけでございます。ただ、私どももいたしましては、応急給食につきましまして、まあミルクを暖める簡単な設備でできるわけでございます。それほどこ施設なり設備を必要としないという考え方をいたしております。ただ、これが明年度以降に給食を実施する、まあ完全給食でなくとも補足給食でもとにかく給食を実施する、そのために必要な施設なり、あるいは設備を整えるというこの場合におきましては、明年度の補助金のワクの中から優先的にこれらの分を取り上げるといふ考えを現在いたしておるわけでございます。

○松永忠二君 もう一点、この給食の問題について、まあ三月までについては、今文部省が相当な予算の要求をされておるようでありまして、この標準費については、従前のまあ国の予算では結局静岡県ではみ出したものが他の方へ影響するということになると思ふわけでありまして、この点については、やはりこういう災害地の状況があるし、またもとと給食の標準費児童の要求は教科書の児童数に比べてパーセンテージが低かつたわけでありまして、この教科書代に取り扱つて標準費児童の数に匹敵するといふような工合に予算要求をされて努力をされておられるのか、三月までめんどうを見るけれども、あといつも同じことだといふ考え方なのか、この点については実情に沿つた努力をされるというお

考えなのか、その二つの点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) 教科書に、お話のございましたように標準費児童の制度はございまして、ただ教科書と異なりまして、学校給食は御承知のように任意給食でございまして、すべての学校が漏れなく実施しておるという状況ではございませんので、教科書の方の標準費児童とパーセンテージの開きがあるのはやむを得ないと思ひます。ただ文部省としては、できるだけこの率を実情に近づけて上げておきたいというところで、年々予算の折衝をいたしております。明年度の予算におきましては、もう一つの配慮のもとにできるだけパーセンテージを高めたというところで努力をいたしておるわけでございます。なお、この三月までというところで予算の要求はいたしておりますが、これが実際の実施の状況から、まあ三月以降多少延びることもこれは認められると思ひます。

なお、本年度の災害のために標準費児童となつたものが明年度標準費児童でなくなれば非常に幸いでございまして、分残のようでありまして、そういうものも含めて、静岡県への標準費児童の予算のワクは相当増額されるものと私どもは考へておる次第であります。

○松永忠二君 いろいろお話を承つてわかつたわけでありまして、私の調べたところによると、一つの学校で、生活保護で二十九名の給食費の補助をもらつておる、それからその標準費児童で三十人である、未納者が八十人出てきている現状です。それでこの

標準費児童の給食費の補助というところは非常に適切な処置であり、これを地方では望んでおるわけでありまして、こういう問題については今後引き続き努力をしていただいで、実情に沿つた今後の予算の措置も考へていただきたいと思ひます。

そこで、育英資金の問題であります。これはまあ私が前にも申し上げたわけでありまして、今現実に大学の育英資金の、このために伴う申し込み、それから高校の育英資金の申し込み、いろいろはどれくらい現実に出て、それを把握をされ、それを実施をされて、増加されておるのか、その数一つお伺ひしたいわけですが。

○政府委員(小林行雄君) 育英会の奨学生の採用の点でございますが、これにつきましては、災害勧告直後に日本育英会の方に文部省から連絡をいたしまして、特別採用の措置を講じてもらいたいという話をしたわけでございます。それで現在までにとられまして、数字を申し上げますと、大学の学生につきましては十一月の末といたしまして、十一月の末までに被災証明書をつけて大学に申し出れば、それについて選考をして特別採用を行うということにいたしておりますので、これに特は静岡県の方からもまだ連絡が参つておらないのであります。ただ、高等学校の生徒につきましては、これも方法は同じように、被災証明書添付して出願したのについて特別選考するといふことでございまして、静岡県の具体的な数字を申し上げますと、二百五十の出願者がございまして、そのうち採

用をいたしましたのは百九十人、二百五十人の出願に対しては百九十人の採用決定をしておるわけでございます。この採用者に対しては、十月から高等学校の生徒につきましては一千万、月一千万の貸与をするといふことで実施をいたしておるわけでございます。

○松永忠二君 もう一つお聞きをしますが、大学の被災の学生の数を幾人というふう把握されておるか。

○政府委員(小林行雄君) これは私どもとしては予算のワクの中でやるのでございまして、実際に出てきてみなければよくわからない、想像がつかないのでございます。大学の学生につきましては、ですから現在までのところ、数字はまだはつきり把握されておらないわけでございます。

○松永忠二君 大学の被災学生の数というものがまだ明確でないということについては、これはやはり私立大学あり、国立大学あり、公立の大学ありといふことで、私はなかなか集約はむずかしいと思ふわけでございますけれども、一体大学の被災学生が幾人あるかといふことが、どこにも的確な資料がないといふことは、私は対策がでない一つの大原因じゃないかと思ふ。やはりこのことについては被災の証明書が十一月末に出て、それに基いてやるということであるのであります。が、やはりどこかで的確に把握をしていただくということが私は必要だと思ふ。これについては実情のところ、どこでも手ばかりという結果になつておるわけでございますが、やはり一体幾人被災の学生が公、私立にあるかといふことを把握して、その上に立つて対策

を考えていかなければいけないものか
と思ふわけだ。やはり一つ、これは
どこかに私は手ばかりがあるものだ
と思ふのであります。

それから、高等学校の育英資金の申
し込みについては、私たちは三百くら
いのワケがあつたというふうに聞いて
おるのであります。二百五十五人の
出願に対して百九十人しか得られない
という事は、やはり育英会について
は、育英会のワケの中で考えていける
のだというお話であつたわけですが、
結果的にはこの育英資金のワケの
拡大ということについて文部省とし
て努力していかなければいかぬのじや
ないかと私は思ふのであります。その
点と、もう一つお伺いしたいのは、一
体今高等学校の生徒で、これから大学
へ進んでいくという者、今中学校に
おつてしかも高等学校に進学する者で
被災者というものについての措置をど
ういうふうにお考えになつておられる
のか、これも一つお聞かせいただきた
いと思ふ。

○政府委員(小林行雄君) 大学の学生
の罹災数についてのお尋ねでござい
ますが、私も国立学校につきまして
は一応の調べをいたしております。そ
れによりまして、これは授業料減免の
措置に伴う数字でございまして、大学
の学部なり大学院関係の両者を合せた
数字でございまして、大学の学部及び
大学院の罹災学生数は七百十二人、こ
れはその被災の程度によりまして減免
の程度が違つてございまして、その
うち全額免除は百四人であります。
それから半額免除が六百八人、こゝ
う数字になつておられます。なお、そ
のほかに短大の学生が十四人、それ

専攻科の学生が一人、合計七百二十七
人が授業料減免の恩恵を受けておる実
情でございまして。

なお、育英資金につきまして現在の
高校生が大学に進学する場合、あるい
は中学生が高校に進学する場合、どう
なるかというお尋ねでございまして、
これらがそれぞれ進学した段階におき
まして育英資金を受ける資格条件に該
当すれば当然これらはそれぞれ上級の
学校において育英資金が受けられると
いうふうになつておる次第でございま
す。

○松永忠二君 この点については特に
大臣にもお考えを聞きたいのでありま
すが、今のお話のように、高校へ入つ
て資格があれば高校で育英資金がもら
えるのだ、大学へ入れば育英資金はも
らえるのだというお話であります。こ
れについてはやはり育英資金の条件
というものもあるわけでありまして、そ
んなに無条件にこれを貸し出すという
ことはできないし、そのワケをはす
すということもできないと思ふのであり
ます。で、そうなつてくると、特に私
は罹災したもののについて、高等学校に
ついて千円、それから大学について三
千円の育英資金が割り当てられたとし
ても、それでつまり罹災を受けた者が
完全に学校をやめていくといふこと
とはできないと思ふ。それからまた育
英資金そのものの自体の性質からい
つて、この育英資金の中でさういふ問
題を片づけるということ自体に無理が
あると私は思ふ。そこで、やはり災
害救助の法律であるとか何とか、やは
り特別な法律的な措置をしなければ、
あるいはこの問題は徹底的に片づかな
いんじゃないかと思ふわけでありま

す。こゝういふ点については、まあやむ
を得ないというふうなことではなく、
やはり実情に非常なそぐわないとい
うか、不徹底なつまり措置しかたな
いわけなんでありまして。やはりこゝ
ういふことがたびたびあつては悪いわ
けでありますけれども、やはりこゝうい
つても問題があるし、何らか考え方
をとつていくべきではないかと思ふわ
けであります。大臣はどんなふうにお
考えになりますか。

○国務大臣(藤尾弘吉君) だんだんお
話を伺つておられますと、ごもつともな
点もあるように思ひます。ただ、育英
制度という観点から考えますと、私
も災害という特殊の事態を取り上げて
特殊の措置を講ずるとすれば、一体ど
ういうふうにしてやつたらいいかとい
うようなところについていろいろ問題があ
るかと思ひます。育英制度の適用を受
ける人たちのその原因は、私はいろいろ
あるかと思ふのであります。その
中에서도もちろん災害のために家庭が苦
しくなつてきた、こゝういふふうなこ
とを受けている人も現にすでに多々あ
ることだと思ひますが、特定の災害があ
りました場合に、それだけを取り上げ
てどういふふうにするかといふことにな
ります。いろいろな検討を要する問
題がありはしないかと思ふのでありま
すが、しかし、お話の御趣旨もよくわ
かることであるので、この点は一
つ今後の問題として検討させていただきます
たいと思ひます。

○松永忠二君 私は災害救助法のよう
なものの中に、さういふものを入れて
いくか、あるいはさうでなければ育英
資金というもののの中に、特別やほり規
定を設けて、災害の際の適用規定とい

うものを作つていけばその中でできる
わけでありまして。ただそれを育英資金
のワケを拡大すればそれでいいだろ
う、さういふふうな機械的な考え方
では、現実にはもう家が流れ、田畑が取
られたところでは学校をやめる以外に
方法がないわけでありまして。だから、
今文部大臣の努力でできることもあ
ると思ふんです。育英資金の規定につ
いて、特にこゝういふ際の災害につ
いて、適用規定を作るとか、あるいはそ
うなれば抜本的な災害のときの立法
を考へるとかいうことはあり得ると思
ひます。やはり努力の焦点は決して
失われては行かないと思ふのであり
ます。もし、立法なんでものを容易
にできるものではないとすれば、も
つと育英資金の中で災害についてだけ
は、育英資金の適用の条件をゆるめ
て、それで適用するといふ、さうい
う方向に努力してもらいたいと思ふ
のでありますが、いかがですか。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 育英資金を
出すという見地から考えますれば、そ
の家庭の状況というものが問題にな
つてくるだろうと考えます。その家庭
の状況が経済的に就学を困難ならしめる
ような事情があるといふことであ
れば、その理由いかんを問わずこれは対象
になつてくるだろうと思ひます。従
つて、その原因が非常に近いものである
か、あるいは遠いものであるかとい
ふうなことは、育英資金の運用の上
から申しますれば、そのときの事態それ
で、特に区別する理由もないのじや
ないか、こゝう一応考えられるわけであ
ります。同時にまた災害という特殊な事
情があるといふことで、その関係で今

仰せになりましたように、急に家庭の
状態が變つてきた、こゝういふふうな
人たちに對して特殊の措置を講ずると
いふことは、一体それはどの程度に
やつたらよろしいのか、あるいは期間
を限つてやるというふうなことも考
えられないうわけじゃないと思ふわけ
であります。仰せのように、なお検討
する余地があるように私は思ひます。
で、現在の育英制度において特殊の配
慮を加えて何らかのことをしていくと
いうこともあるいは可能であるかと思
ひますし、この点も少し検討させて
いただきますと思ひます。

○松永忠二君 この点は一つ大臣、役
人の答弁というふうなことではなく
て、私は具体的に高等学校へ入つて
いる者、大学へ入つていける者は相当
な知識を持った者なだけに、育英の
つまり相当優秀な生徒だといふこと
は、それはあると思ふ。その中で、経済
の困難な者といふことのワケの条件に
はまつていけるわけなんです。問題は
だ、額が一千万と三千万ではやれな
いといふことなのであります。さうい
ふことについてワケの拡大をはかつて
いたどうか、災害の場合については
額のワケの拡大をはかるかといふこ
とになれば、非常に小さいこととい
うんですが、現実にはさういふ生徒が、や
めなければならぬといふ事態を救われ
たといふ、さういふところから政治のよ
さを發揮させていきたかと思ふので
あります。この点については一つぜひ
努力を一つ願ひたいと思ふのであ
ります。

そこで、もう一つ、やはりさういふ点
で今度一休災害を受けた生徒の就職
策について、どういふ対策を考へてお

られるのか。たとえば優先的採用であるとか、あるいは就職あつせんについて特に条件を付してこの配意をするとかという、そういう対策はどんなふう

に現実を考えておられるのか、その点を一つお聞きしたい。

○政府委員（小林行雄君）　まあ従来の例を申しますと、罹災した学生、生徒の就職ということにつきましては、それぞれ学校当局が、そういうった特別の事情を考慮して採用してもらいたいという積極的な申し出を雇用主のもとにしているようにございますが、ただそのために、採用者に対して強い力で就職を強制するということはもちろんで、きないわけでありますが、あつせん程度においては普通の学生と異なつた特別の扱いをしているようにでございますが、特に失業対策あるいは就職対策としてこれだけのことをやっているというふうなことは現在のところございません。

○松永忠二君　大へんにそういうところまでは手が回らないという気持ちも実はわかるわけでありますけれども、現実には罹災をした生徒について給食費をその月から国が負担をして、持つていかななくてもよいという現実の事態が出てくるとか、あるいは学校をやめなければならぬと思っているのに、それが青英の金で進学できるとか、あるいは現実には父親をなくした家庭の子供が優先的に採用措置がとられるとかという、そういうところにむしろ私は的確な対策がとられていくような配置がほしいと思う。学校の建物については、見えるところであるし、橋は見えるので、そういう対策については十分手被打たれていることは見られるわけであ

りますが、こういう点については非常にこまかいことでありますけれども、できるならば一つ対策を打ってもらいたいということを特にお願ひするわけでありまゝす。

なにもう一つの点について、共済組合の關係のものでありますが、これは最初私が御質問しましたときに、昭和二十八年の災害の際にはこれが特別立法をされて立法措置が行われたわけでありました。ただし、今非常に局部的な災害であったということから政府の方ではこれと同じような特別立法を考えておらないのでありますが、これは立法措置をしていただければ、教員も地方公務員も国家公務員も適用するというようなことで、非常にありがたいということであられるは当初から要望しておったわけでありますが、今現実にはそれがすぐできるというふうにはわれわれ考えてはおりません。そこで、実は文部大臣の力でできることが残っておるわけであります。それは共済組合の規定というものは、共済組合の運営審議会に諮つて文部大臣が決定することができなわけであります。その運営審議会の規定を改めれば貸付金についての利子免除というようなこととか、あるいは利子の軽減とかというような措置も実はできるわけであります。今まで、この前の災害のときには三月もたったものを五カ月ももう少し長い立法措置もされていたことを考えてみるとときに、この前のときにも行政措置についてはそれにまさるとも劣らざる措置をするという御答弁をいただいておりますので、この共済組合の貸付金の利子免除の問題等については一つ大臣の格段の御努力をいただ

いて、そういう措置が実施できるよ
うに、据置期間の間でそういう決定を
できれば実施ができるわけでありま
すから、御配慮願いたいと思うので
ありますが、この点はいかがですか。

○政府委員小林行雄君　共済組合につきましては、西日本のときには特別立法がございまして、組合員に対する災害見舞金あるいは弔慰金等につきまして、この共済組合の方から援護をした場合にその経費の半額を国が持つという立法があったわけでありまして。しかし、現在公立学校共済組合にいたしまして、また文部共済組合にいたしまして、今画のこの台風の場合に見舞金あるいは弔慰金を出しても別にそれが大きく共済組合の財政に響くということではございませんので、そういうった困庫負担の方に關する特別立法は、これは各省共通でございますが、行わないということになつたわけでございます。その点は確かに立法はされておりますけれども、別にだからといって、非常に大きな不利益があるというものではございません。

なお、お尋ねのございました見舞金あるいは貸付金等につきましては、見舞金はもちろん、貸付のものであります。貸付金につきましては、西日本の当時はある程度制限されておりましたものがその後法規が変わりまして、特別立法の程度まで、現在たとえば償還期限にいたしましたも、あるいは貸付の最高限度の金額にいたしましたも、西日本の当時特別立法に示された限度までは伸びてきておるわけでありまして、従つて、前例に比べて特に不利益になるといふようなことはないわけでございます。今回もたたいま申し上げましたように、この償還期間の延長、

貸付金額最高限の拡大ということを特別に実施をいたしておりますので、その点につきましては組合員の方に特別私ども不満はないと考えておる次第でございます。

○松永忠三君　そういう点は私はないと思うのです、あなたのとおっしゃったようなことは、むしろ逆なんであつて、住居及び家財の全部の損失について今まで法律では三カ月であります、それを五カ月にしたわけですが、それからまた、それが半分である場合には二カ月であつたものが三・五カ月にしたわけがあります。また住居の、家財なんかが半分の場合には一カ月であるものを二カ月にしたのであります、だからこれはもうわずかに二カ月の見舞金の差が出てきているわけでありませう。

〔委員長退席、理事中野文門君着席〕

だからそういうことは私はないと思うわけでありませう。しかし、私はすぐやれということをし上げてゐるのじやないで、そういうことがされていない現状では、それにかわるものとして、共済組合の今言つておる貸付金について、それなら据え置きにするとか、あるいは貸付金のワクといふものが拡大されたものとして、利子について、それにかわるものとして免除を考へていく、しかも短期給付の中で、この共済組合の短期給付において、特に静岡県のどこでもそうであります、相当黒字を出しておるわけでありませう。その中で利子の金を出していくということとはあり得ると思ふのです。長期給付の方から金を借りてゐることは事実であります。長期給付の方から借りてゐる金の利子をそれだけ長期給付の方に

返すために、その利子分だけを短期給付の方の残額で、余裕金で見えていくということは、これは明らかにできることなわけです。だから、不利益をこうむっていないということについては、私

はそれじゃない、不利益をちゃんとこ
うむっていることは事実です。今度こ
の前のようにしていただければ、共済組
合の給付の特例等に関する法律という
のを出していただければ、金額は高まる
わけでありませう。それを私は今やれと
いうことを申し上げていない。そうい
うことも現実にはできないのだから、こ
の貸付金の利子等については、一時期
給付の方で考えていただいて、それで
貸付金の利子の免除の方法等を考慮願
いたいということを申し上げておるわ
けです。何も不利益をこうむっておら
ないというあなたの御見解なら、私は
そうではないということをお願いした
わけです。

○政府委員(小林行雄君) 私の申し上げましたのは、現在公立学校共済組合にいたしまして、文部共済にいたしまして、この災害貸付金のために組合財政に特に大きな影響のあるような状況ではないということを申し上げたわけでございます。確かにこの貸付金に對して国から通常の場合と同様に国庫補助金があれば一番いいわけでございますけれども、その共済組合共通にいまは特別立法を行わないということになります。この特別立法を行わないことになりまして、また、学校の先生方に対する貸付金につきましても、国庫負担がなかつたということでございます。なお、ただいまお話のございました償還期間の延長につきましては、従来の普通の場合には四カ月据え置き、二十カ月払いということでありましたものを、六カ月据え置きの三十カ月払

いということに償還期間の延長をいたしてやるわけでございます。

○松永忠二君 だから、あとのことについてお答えを願いたいわけですよ。私はあなたのおつしやつた通りに国が財政的に予算措置をして、そうしてその中で貸し付けていくというふうな、そういうことは今回はやらなかつたというところはわかるのであります。だけれども、私が申し上げているように、特別立法ができれば給付金についても二カ月ないし一カ月の差異があつたのだから、そこで特別立法をされないで不利益も実は一部こうむつてゐることを認められるわけだから、今、貸付金については、この利子の問題等について今後検討してもらつて、できる限度の一つ善処を願いたいということをお願ひしておるわけですよ。その点についてお答えを願いたいと思つておるわけですよ。

○政府委員(小林行雄君) これは償還期間の問題なり貸付限度の問題につきましても、今回の災害が非常に深刻でございまして、最高限度までそれぞれ、たとえば期間の延長とか限度の引き上げというのをやつておるわけでございます。なお、組合員全般としてこれが非常に、まあ、不満であるということでありますれば、将来の問題として運営審議会等にも十分話し合ひをいたしまして検討をいたしたいと思ひます。

○松永忠二君 まあ、お話をわかりましたが、一つぜひ……。私たちの承知しておる範囲では長期給付の方から金を借りてきて四分五厘という金で貸付金をした。従つて、その利子だけの分を長期給付の方に返さなければ長期給

付の人たちの負担になるから、だからそれらを返すためにはどうこうするとはできない。しかし、四分五厘の金の利子については短期給付の余剰もあるのだから、そこで短期給付の中にはめんどろを見るだけの規約があるのだから、そこでワクを設けていけばできると思ひます。で、あなたは非常に不満があるというお話だけれども、不満があることはもうそれは現実なのです。この前に比べてみれば、特別立法さえしてもらえば、給付については三カ月であつたものが五カ月もえ

た、それから一カ月のものが二カ月もえらえたという現実がある。しかもその共済組合については、相当経理の面でも必ずしも窮屈ではないのであります。だから、そういう点を考えてみて、こういうときに働いてもらわなければ、実は働くところがないわけなのですけれども、しかもそれは文部大臣が運営審議会にかけて、そういう案を出せば、そこで相談してもらつて、運営審議会に出てくるメンバーの人はそういう事情がわかつてゐるのだから、あるいは賛成願えるのじゃないかと私たちは思ひます。だから、こういう点について、なお一つ検討してもらつて、まあ私たちも無理なことをやれとは申し上げませんけれども、理屈の立つたこととであり、できることは一つぜひ今後検討をしていただきたいと思います。

だいぶおそくなりましてしたが、最後にもう一、二点お聞きして終りたいと思ひますが、社会教育施設については私相当、文部省の調査を見て被害があるわけでありま。これについての復旧についてはどういふふうな対策をお持ちであるかということが一つ。

それから、この今度の災害に關係して、まあ現実に文部省が予算要求されてゐる額はどれだけの額か。まあ例の予備金の十億の中から出していくというところであると思ひわけでありまが、その予算の額はどのくらいのことを要求されてゐるのか。

それからもう一つの点は、現実に災害に關係して申請をしてきてゐる額もすでにわかつてゐると思ひのであります。それが、それに対する査定額といふものはおよそどのくらいの率になつてゐるものなのか、その点。

○政府委員(小林行雄君) 確かに、お話しのごときによつて、社会教育施設につきましてもある程度の被害がございました。公民館及び図書館、合せて約二千万の被害が報告されております。ただこれにつきましても、国の補助あるいは負担ということが今回でございます。これにつきましてもは起債をもつて復旧するように私どもとしては自治庁に話をいたしてゐる次第でございます。

このうち本年度分といたしましては一億三千八百万円でございます。残りの分は明年度の予算に計上される予定でございます。

それから学校給食の關係といたしまして、主要保護児童の給食費の關係が三百八十万。それから国立学校の、たとえば設備の關係、たとえば船が傷んだとか、あるいは机、いすが流れたというふうな特別の設備の關係が約八百万円ばかりでございます。予算要求の關係の数字は大体以上のごときでございます。

なお、復旧の場合の実施の工事計画でございますが、これは公立学校施設につきましても六割を本年度中に実施して、四割を明年度実施するというふうな、一応計画をいたしております。

なお、この被害に対する査定の率でございますが、実際の数字を申し上げますと、大体被害の報告のありました数字に対して、予算上の数字は約八〇%、七九%ということになっております。そのうち、建物の關係の率は八八%、補修の關係は大体七九%、それから土地の關係が七六%、それから工作物の關係が七二%、それから設備費の關係が八八%というふうな、これは結果的な数字でございますが、大体今申し上げましたような比率になつておるわけでございます。

なお、本年度起りましたすべての災害、この十一号も含めまして、二十二号までのすべての災害につきまして、「理事中野文門君退席、委員長着席」

今回予備金の要求をいたしておるわけでありま。

○松永忠二君 最後に、何か自治庁からこられておるようであります。で、今もいろいろ話が出たのであります。が、この法律に伴う四分の一の起債の問題、それから社会教育施設の起債の問題、それからその給食費の、設備の設備費、施設等の負担の問題等について、これはまあ地元あたりでは、特別交付金でめんどろを見てもらいたいというふうな要望もあるわけですよ。この問題について、今文部省からいろいろ御答弁を伺つたのであります。あなたの方から一つ説明を願いたいと思ひます。

○説明員(山野幸吉君) 今回の災害に伴います、公共災害の対象になる学校施設の点につきましては、私ども現年公共災害の中では百パーセントに近い起債を、地方負担が百パーセントに近いものを見ていきたい、かように考えております。

ただ後段の社会教育施設等の復旧の問題でございますが、これは起債団体におきましては、公共土木、あるいは農地、農業用施設、その他非常に大きな被害を受けておられて、復旧の順位としましては、それと同じテンポで復旧されるかどうかということについては、これは団体によつてまちまちであらうと思ひます。従ひましては、従来普通の社会教育施設等については、地方債の――まあワクの關係もございまして、起債の対象には現在まだなつておらないのでございまして、災害地等で、財政力もないし、どうしても復旧を要するといふような場合におきましては、できるだけ特別に地方債の認められるように考えて参りたいと思ひます。ただ現年災としては、現

おそらく五千万円前後が残つておりまして、私もこの分につきまして、目下大蔵省と資金の増額の問題で話し合つておるところでございます。で、明年度は、別に火災を奨励するわけでもないんですが、二十億程度にふやしたい。焼けた学校が多くなりました。同時に、たゞいまお話ししましたように、焼けた学校が全部鉄筋で復旧されますものから、従いまして、私どもの方の地方債の面では、そういう意味の改良復旧を認めておるわけです。防火地帯、準防火地帯については、鉄筋を認めておりますので、従いまして、地方債のワケが足りなくなる、こういう面では、実は焼けた学校等についても、まだ御迷惑をかけておりますが、できるだけ一つ先ほど申し上げましたように、明年度にまたがる復旧事業でございますから、地方債のワケだけでもお示しできるようにして参りたい、ただいまのところ、そういう工合に考えております。

○湯山勇君 地方債のワケだけは大体示せる見込みでございますか。

○説明員(山野幸吉君) 至急着工を要する学校につきましては、ワケだけでも査定して参りたいと思つております。

○湯山勇君 最後に、今の学校火災の問題ですけれども、これは今のお話で、大体改良復旧が認められる。それから現在火災にあつておる学校については、大体起債のワケ程度は示したい、こういうことで私は大体了解できると思ふんですが、ただ、さっきの小林局長のおっしゃった不正常ということ、これを解消していくというところについては、学校にとつては非常に

ありがたいと思ひますけれども、その場合に、全体の不正常のワケへ食い込むという心配があると思ひますので、火災に伴つて起つておる不正常等については、何か別途にお考えいただきたい、予備金から出していただくとか、何らかの方法で、この既定経費に食い込まないで、そういう措置がとられるべきではないかというのを考えるのですが、過失で焼けたとか、あるいはそうでなく、不注意でそうなたとか、こういうことじゃなくて、明らかに放火、しかも変質者の放火というふうな場合は、そういう措置がとられてしかるべきではないかと思ふんですが、小林局長のお考えを一つ伺いたいし、それかなあ、そういうふうによつていただきたいと思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(小林行雄君) 火災によつて生じた不正常授業の關係を見て、事情によつては不正常の方の経費の方から補助することもできようというふうな考えをたつてございまして、おっしゃる通り、これは私もいろいろ予算の折衝の基礎にいたしておる。予算の既定の不正常の計画には入らないものでありますので、確かにそういう意味からは、既定の数字に加わつてくるわけでございます。しかしこれもやむを得ない措置でございます。まあ、そういうことはしたくないのでございまして、現状では他に救済道がないので、そういうことも考えなければ方法がないんじゃないやなからうかというふうな思つておる次第でございます。私も、できればそういう過失によらない火事については、特別の措置ができることを望ましいと思ひま

すけれども、現状では、特にそういうものについて、予備的なワケを予算上取つておくというものは、これは現在の予算の状況から見て、困難じゃないやなからうかと思つております。

○松永忠二君 一つ自治庁の方から、この点で御答弁願ひたい。給食費用の中で、国が三百八十万の予算要求をして、二分の一の国庫負担をする。すると、現状では市町村が他の二分の一を負担しなければいけないわけなんです。ところが、今度の災害地のよう給食費を、あと市町村で負担せよというやり方は、少し私たちは酷だと思ひます。やはりあつては、この際は設置者の出す義務負担について、特別交付金でめんどろを見て、被災をしていないために、学校給食をやらなければならぬ生徒については、この際は市町村の義務負担を国でめんどろを見ていくという措置を考へていつたらどうかと思ひますが、この三百八十万は、特別交付金で考へればよいと思ひます。こういうことは全然考へられないですか。やはり当然市町村で負担すべきだという考へ方なんです。その点どうですか。

○説明員(山野幸吉君) 給食費につきましては、その市町村の負担分につきましては、これは当然市町村の一般財源でやつていただくわけでございます。その部分については、御質問の内容がよくわかりませんが、地方債を認めたり、あるいは特別にそういう資金手当をするというものは考へられないと思ひます。

○松永忠二君 私は、起債なんか、そんなことをするということがよくなく

て、家が全部流されてしまった。しかし学校給食はやる。そうすると、学校給食については、従前では半分国がめんどろを見るわけなんです。そのために三百八十万という金を予算要求している。あと三百八十万という金を学校の地元、市町村が負担するわけです。しかしこれは、今度のように災害があつて、どうしても生活のめんどろも見れないというところでめんどろを見るわけですから、被災を受けた市町村が、こういう生徒の給食費の半額を負担していくという形で、やほり特別交付金という形で、この中でめんどろを見ていくという考へ方が、それではないか、そういうことを申し上げておるわけなんです。

○説明員(山野幸吉君) この交付金の問題は、私どもの直接の担当ではございせんので、私の個人的な考へでございます。給食費の地元負担の二分の一は、これは災害の有無にかかわらず、あるものでございまして、ただ災害があつたために、その負担にたえられないという事情はあると思ひますが、その場合に、特別交付税としましては、むしろ経常的にあるものを見ると、特別な地元負担があり、あるいは一方、経常的に入つてくる収入が入つてこないという面から特別交付税の問題が考へられるわけなんです。そういう工合に御了承を願ひたいと思ひます。

○松永忠二君 あなたは特別に担当じゃないというお話だから、これ以上言ひませんが、私の申し上げているのは、今まで正常な場合の準要護児童について出てきたものについて特別交付

金で半分めんどろを見ろということではなくて、災害のために起つてきた準要護児童について国が三百八十万めんどろを見ているんだ、あとの三百八十万は市町村で出すのが当りまゐだという考へ方では、これはもう災害のために出てくるので、特に子供の額も、そんなに大きな額でないで、こういうものこそめんどろを見ていくべきだと私は申し上げておるのです。

○説明員(山野幸吉君) その災害のために準要護児童が特別にふえて、それだけ需要がふえた分については、これは抽象的な、形式的なお答えになると思ひますが、特別な財政需要に入るわけでございますから、そういう意味では交付税の対象にもなり得るということでございます。

○委員外議員(矢嶋三義君) 簡単に連。委員外発言をお許し願ひたい。

○委員外議員(竹中勝男君) 委員外発言を認めることに御異議ございせんか。

○委員外議員(竹中勝男君) それでは簡単に。

○委員外議員(矢嶋三義君) ありがとうございまして。湯山委員の質疑に關連して……委員外発言をお許しただいてありがとうございまして。簡単に伺ひます。

山野議長は就任以来災害復旧に關して改良復旧を許される方針を堅持されている点、私は平素から敬意を表しております。具体的な例として、先般熊本市の城東小学校は二十九教室焼けたわけですが、その二、三メートル近くに一昨年鉄筋で建てていただいた藤園中学校はびくともしなかつたのであります。これを見ても私は改良復旧が

いかに大切かということをごまかさんと感じた次第であります。山野課長に伺いたい点は、今後改良復旧は従来通り許可する方針でいられると、かように私は推察するわけですが、念のため伺いたいと思ひます。

○説明員(山野幸吉君) この際火災に限りません。現在御案内のように木造と鉄筋の比率が国庫補助でも約三割程度にしか進みません。現実に学校を、老朽校舎を、その他新築する場合の現実は、鉄筋率が六割程度におそらくなつてゐると思ひます。従ひまして私どもとしましては、先ほど申しましたように、防火地帯、準防火地帯については鉄筋を認めていく。で、まあその他の地域におきましては、当該団体の一般財源の余力等を考えながら、できるだけそういう鉄筋率を上げて参りたい。地方債の面から申しますと、実は明年度におきましては、鉄筋率を五割程度にしたいという要望を出しておりました。明年度もそういう私どもの考え方に応じて地方債のワックができれば、できるだけ今後は木造の改築の場合には鉄筋化していくということを考えて参りたい、かように考えておる次第であります。

○委員外議員(矢嶋三義君) 次に、文部大臣にお伺いします。先ほど湯山委員の質疑に対して適切な答弁を小林局長がされておりました。これは一つの大きな方針でございましたので、私は重ねて文部大臣に伺いたいのであります。たとえば建築以来四十数年あるいは五十年経過した老朽校舎があるといふ計画をその自治体が立ててゐるとすれば老朽危険校舎改築に対する補助法が

適用されるわけですね。ところが、その校舎が放火犯人に火をつけられ焼かれてしまふということが起れば、その校舎は危険老朽の補助金がもらえなくなつて、起債だけで復旧建築することとなるのであります。このことは非常に不合理なことだと思ひます。焼かれた上に自己資金のみで建築しなければならぬといふことは、だから、焼けた場合に失火でなくて、はっきりと警察の力で犯人があがり、放火が明確になつた場合は、危険老朽校舎と認定されたものに対して危険老朽校舎改築の補助法を適用するのが立法精神に沿うものではないかと私は考えます。局長、課長はそういう見解をさつさ容弁されてゐるわけですが、かなり大きな問題でありますので、教育施設、設備について相当御熱心に政策として推進されておられる文部大臣の明快なお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) 技術的な面をお答えいたしますが、現在の法律では、危険校舎としてすでに、これは件数の取り方によりますが、予算の対象となる四千五百点以下の危険校舎と認定されておりました。それが火事のために焼けてしまつたという場合には、これは危険校舎の老朽改築の対象とは、法規上できないわけではございません。それは非常にお気の毒ではございますけれども、危険校舎と認定されておつたというだけでは、火事のために焼けたために改築するといふ形の補助金は、これは出せないと思ひます。

○国務大臣(難尾弘吉君) 非常にむずかしいケースをもつてのお話で、お答えが非常にしにくいのであります。法律上の取扱ひといひましては、ど

うも局長がお答え申し上げたようなことにならざるを得ないのじゃないかと思ひます。その間実上の運用において、何とかいう方法があればこれを考へていくということになりましようが、厳正な法律解釈を適用ということになりますといふ、かなり困難を伴う問題じゃないかと思ひます。先ほど来湯山委員の御質問にもございしましたが、結局御質問の火災の場合にどうするかといふようなことは、ただいまの法律上の建前からいいますと、補助対象をさらに拡大するかどうかといふ問題になつてくるのじゃないかと思ひます。文部省といひましたし、これは十分検討を要する問題だと思ひますので、現実問題としてはいろいろやつてみるかと工夫はするといひました。一面立法上の問題として、そういうふうなものを今後法律対象に加へるか加へないかといふような意味で検討させていただきますと思ひます。

○委員外議員(矢嶋三義君) これは、法の運用面を検討すればできるんじゃないかと私は思ひます。こういう例は他にも非常にあると思ひますがね。私は、立法趣旨に沿はないと思ひます。具体的に焼失した熊本市の城東小学校といふのは二十九教室、生徒数が約二千人の学校ですが、この校舎はもと国立大学の校舎で、建築して約四十年ほど経過しております。そうして熊本市当局と熊本大学とが交換した校舎で、明らかに危険老朽校舎でありま

す。市当局としては改築計画を持つておつたわけですが、六段抜きに報じている新聞を持つてきておられますが、た

ま同じ晩に犯人の手によつて熊本市内に四カ所放火され、前述の二校が焼けたわけですね。全焼してしまつたわけですね。それで改築計画を持つておつたのに焼かれ、しかも焼かれた上に老朽危険校舎の補助金ももらえないで、自己財源で復旧建築しなければならぬといふことは、これは非常におかしい不合理なことと考えます。私は具体的な例に直而して深刻に感じておりますので何つてゐるわけですが、こういうケースは他にもあると思ひます。いすれはそれが法改正をやつてい

ただかなければならぬと思ひます。それが以前に、法の運用という点について実質的に、立法精神に沿うように一つ御研究願ひなくてはならないと思ひます。いかがでござい

○国務大臣(難尾弘吉君) 法の運用の問題として、何とか解釈ができるというふうなことであればそれは問題ないのであります。もしはつきりそうではないといふふうなことになりますと、御期待に沿うようになりません。放火であるとかあるいは雷が落ちたといふふうな特殊な原因によりまして、学校が焼けたようなときの復旧措置としてこれを補助対象にするかどうかといふふうな問題を考えます。と、その学校が古い学校であつたかあるいは新築早々の学校であつたか、これはもうその事情を問はずやうに考究すべき問題じゃないかと思ひます。そういう意味におきまして、運用のきく範囲においてはできるだけ文部省も考えますけれども、一面やはり

立法上の問題として検討させていただきます。と思ひます。

○委員外議員(矢嶋三義君) それが大

臣、法の運用でございんです。公立学校施設災害復旧費国庫負担法、法律第二百四十七号でございまして、これに

この法律において災害とは、さつき湯山委員に答へられたことが一部書いてある。すなわち、「大火」、大きい火事です。すなわち、「大火」、大きい火事より生ずる災害をいう。こう規定してあるわけですね。だから、失火なん

火魔がおつて、市内に一晚に四カ所、次の夜に三カ所とつぎつぎに放火して歩いたわけですね。そういう精神異常な放火魔によつて火をつけられて焼ける、しかも犯人があがつて警察当局でそれが確認できた場合はこれは災害復旧費国庫負担法第二条第三項の「大火その他の異常な現象により生ずる災害をいう」、この条項を適用すべきだ、当然明快にこの条項に該当すると私は思

ひます。この点は御研究いただきたいと思ひます。いかがでござい

○国務大臣(難尾弘吉君) 十分研究してみます。

○委員外議員(矢嶋三義君) もうこれ

で終ります。大臣は答弁に非常に用心されてゐるようですが、局長、私は十分この条項に該当するものと思ひます。で、局長の方で十分一つ検討して

いただきます。これはAの学校とかBの学校とかいうわけではなくて、一般論として、全国共通の問題として真剣に考慮しなくてはならない問題だと思ひ

ます。

たまたま同じ晩に犯人の手によつて熊本市内に四カ所放火され、前述の二校が焼けたわけですね。全焼してしまつたわけですね。それで改築計画を持つておつたのに焼かれ、しかも焼かれた上に老朽危険校舎の補助金ももらえないで、自己財源で復旧建築しなければならぬといふことは、これは非常におかしい不合理なことと考えます。私は具体的な例に直而して深刻に感じておりますので何つてゐるわけですが、こういうケースは他にもあると思ひます。いすれはそれが法改正をやつてい

ただかなければならぬと思ひます。それが以前に、法の運用という点について実質的に、立法精神に沿うように一つ御研究願ひなくてはならないと思ひます。いかがでござい

○国務大臣(難尾弘吉君) 十分研究してみます。

○委員外議員(矢嶋三義君) もうこれ

で終ります。大臣は答弁に非常に用心されてゐるようですが、局長、私は十分この条項に該当するものと思ひます。で、局長の方で十分一つ検討して

いただきます。これはAの学校とかBの学校とかいうわけではなくて、一般論として、全国共通の問題として真剣に考慮しなくてはならない問題だと思ひ

それから最後に山野課長に伺います。私はお役所で私的にあなたから承った数字を申し上げて伺いますが、この点はお許しください。この点は、さつき湯山委員の答弁にも出ましたように、本年は火災が多かった、それで大体その火災用の起債のワクは約五千万円程度今残っている。しかし実際は、大臣がこの点は聞いておいてもらいたいのですが、八千万円程度の申し込みがすでに提出されておる。だから、第四四半期の一月査定をしようにも、本年分のワクはすでにない、従ってそのワクの拡大を大蔵省当局と交渉して見ますと、あなたの方の努力の結果かと思いますが、追加起債三十億円がきまつたということが報じられていました。災害復旧事業の起債の総額は百六十五億となつたということが本朝の新聞で報じられています。この三十億円のワクの拡大の中には火災分も当然含まれてゐるものと思ひます。で、その点はいかがなつてゐるかということ、それから現に具体的なことを申し上げて恐縮ですが、一つの小さな市で二校が同時に焼失する場合に起債を早くつけるか、それができない場合でも、幾ら起債を、いつまでにはつけるかというところが明確になつて直ちに工事を始めたいと子供のあすからの授業に大きな支障を来たすわけでありまして、で、熊本市の場合ですが、焼失した何山小学校という学校の再建は来年度の予算でやることにして、それまではがまんしてもらおうというような意向が市当局にあるというように新聞に報じられてゐます。私は、教育のことはそれではないと思ひます。焼失して授業がで

きないということも単にその再建築の期間であるならばやむを得ませんが、直ちに計画をして着工ができるようにこれはすべきだ、そのためにはこの起債のワクの決定ということが必須条件になるわけでありまして、さういふ一つ御配慮をいただきたい。さういふ願望を込めて、今度の追加起債三十億円の内容、それから早急に起債をつけたい、それを決定して建築ができるように御配慮を願うとともに自治体を指導していただきたいと思ひますが、お答えを願ひます。また、一般論として不可抗力の火事もあるでしょうが、学校が、国立を除いて全国で今年約八十校程度焼けた、そのためにこの起債のワクはなくなつて、再建計画は立たないというよりなことでは教育に支障があると思ひます。閣員の一人としてワクの拡大等については文部大臣として御努力をしていただきたい、これに対する大臣の御所信の表明を求めます。

○国務大臣(難波弘吉君) その問題につきましても、自治庁においていろいろ御努力願つてゐるわけでありまして、申すまでもなく、御協力いたしまして、なるべく御期待に沿うように努力いたしたいと思ひます。

○説明員(山野幸吉君) 今度災害の追加をいたしましたのは、全く七月、九月の風水害に伴う公共土木あるいは農林関係の災害の起債でございます。火災関係は三十億の中に入っておりません。

次に、現在十一月末までに焼けた学校でまだ起債の認めていない学校は七校で五千二百万程度でございます。この金額につきましても、既定の十五億

の計画の中に入らないわけでございます。しかし、十一月までに焼けた学校をばりつておくわけにも参りませんので、その五千二百万につきましては、たゞいま大蔵省と折衝してございまして、年度内にはこれを片づけたい、かように考へております。それから、従来火災の地方債につきましては、年度別に、一月から三月一ぱいに焼けた学校は四月に入つてから地方債を認めてやつてゐるんです。翌年度の地方債で……、さういふ関係がございまして、通常の火災復旧のあり方としては、十二月一ぱいまでの分については、本来なら本年度の地方債の火災復旧の資金でまかなうべきであります。先ほど申し上げましたように、非常に火災が頻発するものですから、この事態が今年度はまかない切れない、こういう実情にあります。従ひまして、十二月以降に焼けた学校につきましても、原則として明年度の資金でまかなうという考え方をございしますが、その場合にございしても、できれば早いうちに査定をやりまして、さうして地方債の計上額ですね。予算見込みとしての財源の内訳としての地方債の見込みについては地元でわかるように内示をして参りたい、さういふことを考へてゐるわけでございます。

○委員長(竹中勝男君) それでは、本日の委員会は、この程度で散会いたしたいと思ひます。

は、本日の委員会は、これにて散会いたします。

午後零時三十九分散会

十二月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案(衆)

国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案

国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 補償並びに補装具の支給及び修理(第九条―第十九条)

第三章 補償の申請及び審査(第十九条・第二十条)

第四章 雑則(第二十一条―第二十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国立及び公立の義務教育諸学校の児童又は生徒が当該義務教育諸学校の管理下において受けた災害に対する補償を迅速かつ公正に行ふことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する国立及び公立の小学校、中学校並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中学部をいう。

2 この法律で「児童」とは、学校教育法第二十三条に規定する学齢児童をいい、「生徒」とは、同法第三十九条第二項に規定する学齢生徒をいう。

3 この法律で「災害」とは、負傷、疾病、廃疾及び死亡をいう。

(文部省の権限)

第三条 文部省は、この法律の実施に関し、次に掲げる権限及び責務を有する。

一 この法律の完全な実施の責に任ずること。

二 この法律の実施に係る都道府県の教育委員会及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)の教育委員会の事務に関し、指揮監督し、調査し、必要な報告の提出を求め、及び調整を行うこと。

三 第二十条の規定による審査の請求を受理し、審査し、及び判定を行うこと。

四 その他この法律に定める権限及び責務

(実施機関)

第四条 文部省は国立の小学校、中学校又は盲学校若しくは聾学校の小学部若しくは中学部(以下単に「国立の義務教育諸学校」という。)の児童又は生徒の災害について、都道府県の教育委員会は国立の義務教育諸学校以外の義務教育諸学校の児童又は生徒の災害について、この法律の実施に関し、この法律並びにこの法律に基づく政

令及び文部省令の定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 災害が義務教育諸学校の管理下における災害であるかどうかを認定すること。

二 補償金額を決定し、及びその支払をすること。

三 補償金を支給し、及び修理すること。

四 その他この法律に定める権限

2 前項第一号の認定の基準に關し必要な事項は、政令で定める。

(国の損害賠償責任の免責)

第五条 国は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その金額の限度において國家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)又は民法(明治二十九年法律第八十九号)による損害賠償の責を免かれる。

(第三者に対する損害賠償の請求)

第六条 国は、補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合に補償を行つたときは、その金額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が、当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、国は、その金額の限度において補償の義務を免かれる。

(補償を受ける権利)

第七条 義務教育諸学校の児童又は生徒(以下単に「児童又は生徒」という。)が、児童又は生徒でなくなつた後においても、この法律による補償を受ける権利は、影響を受けない。

2 補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることはできない。

3 この法律による補償を受けるべき者が、同一の事由につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第六十号)その他政令で定める法令に基いて療養の給付、療養費の支給その他この法律による補償に相当する給付を受けるべきときは、その補償の限度において、この法律による補償は、行わない。

第八条 児童若しくは生徒又はその保護者(学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者をいう。)の故意又は重大な過失によつて当該児童又は生徒が災害を受けたときは、国は、政令の定めるところにより、この法律による補償の全部又は一部を行わないことができる。

第二章 補償並びに補償具の支給及び修理

(補償の種類)

第九条 補償の種類は、次に掲げるものとする。

一 療養補償

二 障害補償

三 遺族補償

四 葬祭補償

五 打切補償

(療養補償)

第十条 国は、児童又は生徒が義務教育諸学校の管理下において負傷し、又は疾病にかかつた場合においては、療養補償として、療養に要する費用を支給する。

第十一条 前条の規定による療養の

範囲は、次に掲げるものであつて、文部大臣の定める基準により療養上相当と認められるものとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

(障害補償)

第十二条 国は、児童又は生徒が義務教育諸学校の管理下において負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病がなかつたときに政令で定める程度の身体障害が存する場合においては、障害補償として、政令の定めるところにより、その障害の程度に応じた金額を支給する。

(遺族補償)

第十三条 国は、児童又は生徒が、義務教育諸学校の管理下において死亡した場合又は義務教育諸学校の管理下において負傷し、若しくは疾病にかかり、これにより死亡した場合においては、当該児童又は生徒の遺族に対して、遺族補償として、政令で定める金額を支給する。

2 前項の児童又は生徒の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 父母、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、児童又は生徒の死亡当時、当該児童又は生徒を扶養していた者

二 父母、祖父母及び兄弟姉妹で、前号に該当しない者

3 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位によ

り、同項第一号又は第二号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

4 遺族補償を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によつて等分して行ふものとする。

(葬祭補償)

第十四条 国は、児童又は生徒が、義務教育諸学校の管理下において死亡した場合又は義務教育諸学校の管理下において負傷し、若しくは疾病にかかり、これにより死亡した場合においては、その葬祭を行ふ者に対して、葬祭補償として、政令で定める金額を支給する。

(打切補償)

第十五条 第十条の規定により補償を受ける児童又は生徒が、療養開始後三年を経過しても当該負傷又は疾病がなおらない場合においては、国は、打切補償として、政令で定める金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切補償を行う場合においては、国は、その後におけるこの法律による補償を行わない。

(補償の分割)

第十六条 補償を受けるべき者が希望する場合においては、第十二条又は前条の規定による補償は、これらの規定にかかわらず、分割して支給することができる。

2 前項の規定により補償の分割支給を開始した後、補償を受けるべき者が希望する場合においては、その残額を一時に支給しなければならない。

(補償金額の基準)

第十七条 第十二条、第十三条第一項、第十四条又は第十五条第一項の規定により支給する金額は、おおむね満十五歳の労働者の統計による賃金の額を基準として、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定を参しやくして、政令で定めるものとする。

(補償具の支給及び修理)

第十八条 国は、児童又は生徒が義務教育諸学校の管理下において負傷し、又は疾病にかかり、これにより政令で定める程度以上の身体障害の状態にある場合においては、申請により、当該児童又は生徒に義肢、義眼、補聴器等の補償具を支給し、又はこれを修理することができる。

2 国は、特別の事由があるときは、前項の支給又は修理に代えて、補償具の購入又は修理に要する費用を支給することができる。

第三章 補償の申請及び審査

(補償の申請)

第十九条 この法律による補償を受けようとする者は、文部省令の定めるところにより、国立の義務教育諸学校の児童又は生徒の災害については、当該災害に係る国立の義務教育諸学校の校長及び当該義務教育諸学校を附置する国立大学の学長を経由して文部大臣に対

て支給することができる。

2 前項の規定により補償の分割支給を開始した後、補償を受けるべき者が希望する場合においては、その残額を一時に支給しなければならない。

2 国は、特別の事由があるときは、前項の支給又は修理に代えて、補償具の購入又は修理に要する費用を支給することができる。

2 国は、特別の事由があるときは、前項の支給又は修理に代えて、補償具の購入又は修理に要する費用を支給することができる。

2 国は、特別の事由があるときは、前項の支給又は修理に代えて、補償具の購入又は修理に要する費用を支給することができる。

し、国立の義務教育諸学校以外の義務教育諸学校の児童又は生徒の災害については、当該災害に係る義務教育諸学校の校長及び市町村の教育委員会を経由して都道府県の教育委員会に対し、補償の申請をしなければならない。

(審査)

第二十条 文部大臣又は都道府県の教育委員会が行う義務教育諸学校の管理下における災害の認定、補償金額の決定その他補償の実施について異議のある者は、文部省令の定めるところにより、文部大臣に対し、審査の請求をすることができる。

2 文部大臣は、前項の審査の請求があつたときは、すみやかにこれを審査して判定を行い、その結果を、文部大臣の行う補償の実施に係る審査の請求の場合にあつては本人に、都道府県の教育委員会の行う補償の実施に係る審査の請求の場合にあつては本人及び当該都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

3 第一項の審査の請求は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

第四章 雑則

(報告、出頭等)

第二十一条 文部大臣又は都道府県の教育委員会は、審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、診断を行い、又は検査を受けさせることができる。

2 前項の規定により出頭した者は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）による旅費を受けることができる。

(立入検査等)

第二十二條 文部大臣又は都道府県の教育委員会は、審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、当該職員をして、災害のあつた場所又は病院若しくは診療所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は補償を受けようとする者その他の関係人に対して質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員がその職権を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(時効)

第二十三條 補償を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効の中断、停止その他の事項に関しては、民法の時効に関する規定を準用する。

(期間の計算)

第二十四條 この法律又はこの法律に基く文部省令に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(非課税等)

第二十五條 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第二十六條 補償に関する書類には、印紙税を課さない。

(無料証明)

第二十七條 文部大臣、都道府県の教育委員会又は補償を受けようとする者は、災害を受けた児童若しくは生徒又は当該補償を受けようとする者の戸籍に関して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料で証明を請求することができる。

(省令への委任)

第二十八條 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、文部省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

(文部省設置法の一部改正)

2 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第十九号の三の次に次の一号を加える。

十九の四 国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償の実施を管理すること。

第十條の二に次の一号を加える。

七 国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償の実施に関すること。

(地方財政法の一部改正)

3 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十條の四に次の一号を加える。

十 公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に要する経費

(地方自治法の一部改正)

4 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三第二号中白を次のように改める。

白 国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律（昭和三十四年法律第 号）の定めるところにより、公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害に対して、国の行う補償の実施に関する事務を行うこと。

昭和三十三年十二月二十四日印刷

昭和三十三年十二月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局